

令和3年加美町議会第3回定例会会議録第1号

令和3年9月8日（水曜日）

出席議員（16名）

1番	尾出弘子君	3番	柳川文俊君
4番	味上庄一郎君	5番	早坂伊佐雄君
6番	高橋聡輔君	7番	三浦又英君
8番	伊藤由子君	9番	木村哲夫君
10番	三浦英典君	11番	沼田雄哉君
12番	一條寛君	13番	伊藤信行君
14番	佐藤善一君	15番	米木正二君
16番	伊藤淳君	17番	早坂忠幸君

欠席議員（1名）

2番 佐々木弘毅君

欠員（なし）

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	相澤栄悦君
企画財政課長	武田守義君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	浅野仁君
税務課長	塩田雅史君
産業振興課長	尾形一浩君
森林整備対策室長	佐々木実君
建設課長	長田裕之君
保健福祉課長	大場利之君

会計管理者兼会計課長	内 海 悟 君
小 野 田 支 所 長	大和田 恒 雄 君
宮 崎 支 所 長	猪 股 繁 君
総務課参事兼課長補佐	遠 藤 伸 一 君
教育長職務代理者	大 場 幸 君
教 育 総 務 課 長	上 野 一 典 君
生涯学習課長 兼スポーツ推進室長	浅 野 善 彦 君
代 表 監 査 委 員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	内 海 茂 君
次長兼議事調査係長	青 木 成 義 君
主 幹 兼 総 務 係 長	渡 邊 和 美 君
主 事	鈴 木 智 史 君

議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 一般質問
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

午前10時03分 開会・開議

○議長（早坂忠幸君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

会議に先立ちまして、議員各位並びに執行部の皆様に申し上げます。

本議会はクールビズ対応のため、今会期中はノーネクタイとし、上着の脱衣を許可いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。2番佐々木弘毅君より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより令和3年加美町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、資料のとおりとなっておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

町長の行政報告につきましては、文書で報告がありましたので、ご覧いただきたいと思ひます。

ここで、町長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。町長。

○町長（猪股洋文君） 皆さん、おはようございます。本日からの定例会、よろしくお願ひいたします。

ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、本町で直前合宿をしたチリ共和国パラリンピック選手団の東京2020パラリンピック大会での活躍についてご報告いたします。

初めに、議員皆様のご理解と関係各位のご協力により、本町においてチリ選手団のパラカヌーとパラ陸上競技の選手4人とスタッフ8名、合わせて12名が8月8日から21日まで予定どおり、無事、直前合宿を行うことができました。この場をお借りいたしまして、改めて感謝を申し上げます。

さて、8月24日に開幕した東京2020パラリンピック大会は9月5日に閉幕いたしました。13日間にわたり、パラアスリートのすばらしいパフォーマンスを見ることができました。

パラリンピック開会式のコンセプトであった、WE HAVE WINGS（私たちには翼がある）を、まさに全ての選手が体現し、自らの限界に挑戦し、次々と記録を更新するなど、多くの人々に無限の可能性と感動を与えてくれました。

加美町で合宿を行った4人の選手も期待に応える活躍をしてくださいました。開会式では、本町で合宿したフランシスカ・マルドネス選手が、また閉会式ではカテリーン・ウォラーマン選手がそれぞれ旗手を務める大役を果たしてございました。

初めに、開会式で旗手を務め、メートルフランシスカ・マルドネス選手においては、陸上女子砲丸投げF54に出場し、最後の6投目で自身が持つ世界記録を14センチ更新する8メートル33センチの世界記録で見事金メダルを獲得しました。

次に、閉会式で旗手を務め、また今回3回目の加美町訪問となったカテリーン・ウォラーマン選手においては、カヌー女子カヤックシングルKL1に出場し、悲願の銅メダルを獲得し、表彰台に上がることができました。

陸上女子200メートルT47と400メートルT47に出場したアマンダ・セルナ選手は、400メートルT47で6位に入賞いたしました。

陸上男子1,500メートルT11と5,000メートルT11に出場したクリスチャン・バレンスエラ選手は、1,500メートルT11で7位入賞を果たしました。

今回、チリ選手団は、この4人のほかに15人がパラリンピックに出場し、チリ共和国としては、これまでで最多の19人が出場し、メダル獲得数も過去最多となる6個のメダル、金メダルが2個、銀3個、銅1個を獲得いたしました。

本来であれば、競技会場でのチリ選手の応援や地元でのパブリックビューイングを行う予定でしたが、コロナ禍にあって、ほとんどの競技が無観客となってしまいました。

また、チリ共和国とのつながりをより一層深めるため、直前合宿期間中や大会終了後の事後交流を行うこととしておりましたが、それらも実現することができなかつたことは残念でなりません。しかしながら、これまで築いてきた友好関係を絶やすことなく持続してまいりたいと考えております。

チリ選手への応援、誠にありがとうございました。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、15番米木正二君、16番伊藤 淳君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（早坂忠幸君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、議会運営委員会から答申がありましたとおり、本日から9月24日までの17日間にしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしといたします。よって、本定例会の会期は9月24日までの17日間と決定いたしました。

日程第3 一般質問

○議長（早坂忠幸君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告のあった順序で行います。

それでは、通告1番、3番柳川文俊君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔3番 柳川文俊君 登壇〕

○3番（柳川文俊君） おはようございます。

通告したとおり、一般質問を行います。

教育行政のトップである教育長が不在の中、大場教育長職務代理者に答弁していただくとのこと、相手にとって不足なし、一生懸命質問いたしますので、丁寧で分かりやすい答弁をお願いします。

まず、中学校の再編と跡地活用についてであります。

少子高齢化が一段と進む中、特に少子化による本町の児童生徒数は、合併当初と比較し、18年間で3割以上、人数にして868人、正確には36.1%も減少し、学校を取り巻く教育環境は大きく変化しております。

平成24年2月に示された本町の小中学校再編の基本方針では、小学校は複式学校を統合により解消することとし、中学校統合についても、宮崎、小野田両中学校を統合するとの基本方針に見直され、令和5年4月開校に向け、現在作業が進められております。

そこで、次の3点について取組等をお伺いします。

1点目、中学校の再編について、これまで宮崎、小野田地区の小中学校の保護者はじめ、住民を対象に説明会を行ってきましたが、説明は尽くし、理解は得られたのか。職務代理者にお伺いします。

2点目、新設中学校の開校予定時期、場所が示された以上、校舎の改修や環境整備、また住民説明会で指摘のあったスクールバスの問題や通学路の整備など、課題は決して少なくなく、残された時間はわずかであります。事務処理を円滑に進めるためにも、準備室の設置など体制を整えるべきと思いますが、職務代理者、町長にお伺いします。

3点目、統合の跡地（旧旭小学校を含む）の活用については、地区住民にとっても最大の関

心事であります。地域振興策として町長はどのように取り組んでいくのか。

以上3点について答弁を求めます。

○議長（早坂忠幸君） 教育長職務代理者。

〔教育長職務代理者 大場 幸君 登壇〕

○教育長職務代理者（大場 幸君） おはようございます。

教育長職務代理の大場 幸です。議会答弁について、不慣れな点、多々あると思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、柳川議員の質問に答弁させていただきます。

質問の1番から2番については私から、3番については町長から答弁があります。

まず初めに、学校再編の基本方針を述べさせていただきます。

平成24年2月に策定した小中学校再編基本方針は、小学校については、複式学級の解消、中学校については、おおむね10年間は現状のまま存続するとした内容でしたが、年数が経過していく中で、生徒数が減少に伴う様々な課題が生じてきたことから、令和元年5月に改めて中学校の再編について基本方針の見直しを行い、宮崎中学校と小野田中学校の再編について策定したものです。

次に、1番目の質問について述べさせていただきます。

これまでの説明会の内容について、簡単に説明します。

中学校統合の説明会は、新型コロナウイルスの影響により、統合延期の前後で、令和元年度と令和2年、3年度で2回実施しております。1回目として、令和2年1月末から2月末まで、各小中学校の保護者を対象に8か所、小学校の住民を対象に6か所で実施し、中学校再編検討委員会から答申のあった内容を中心に説明し、中学校統合について理解を求めてまいりました。

令和2年11月から令和3年6月までに、各小中学校の保護者を対象に7か所、中学校区の住民を対象に2か所で実施し、延期に至った経緯等を説明しながら、1回目と同様に、中学校統合について理解を求めてまいりました。

1回目も2回目も、小野田地区や賀美石地区の保護者の住民の方々からは、統合について反対意見はありませんでした。

ただ、1回目の説明で、宮崎小学校の保護者や旭地区の住民の方からは、旭小学校が統合して、今度は中学校統合と、閉校時に卒業する子どもたちに、また学校がなくなるという同じ思いをさせたくないとした意見や、地域から学校がなくなることに対する意見などもいただきました。

2回目の説明では、宮崎地区の住民説明会で、検討委員会の審議の進め方や校舎の耐久性、生徒の交流活動の期間が短いなどの意見をいただきました。

ただ全体的には、制服や部活、スクールバスなど、統合について前向きな意見を多くいただいたと感じております。

統合について、全ての方に理解を得られたものと思っておりますが、両校の統合の必要性については理解をいただいたものと思っております。

今後、統合を進めていく中で、その進捗状況をホームページや広報紙を作成し、お知らせしながら、意見などをいただくときには、統合準備委員会で十分な検討をし、新しく誕生する中学校に生かしていきたいと考えています。

次に、2点目の質問について述べさせていただきます。

統合を円滑に進めるために、中学校統合準備委員会を設置して、統合に関して必要な事項を審議していただくことになっておりますが、その諮問機関として、推進本部や専門部会において調査、検討していくこととしており、関係教職員をはじめ、教育総務課全身体制で開校に向けて準備を進めているところです。

準備室の設置につきましては、現在の職員の配慮の現状からしますと難しいのではないかと考えております。しかしながら、令和5年4月開校までは、限られた職員で、校舎の改修、環境整備等の準備を進めなければなりませんので、建設課をはじめとした関係各部署と連携を密にして取り組んでまいります。

新設中学校の環境整備や校舎改修につきましては、本定例会で実施設計料2,000万円を計上しているところですが、令和4年度、令和5年度の2か年で改修工事を行う計画で進めております。

また、スクールバスは現在、宮崎中学校が2台、小野田中学校が4台保有しておりますが、宮崎地区におきましては、統合することで利用地域が小泉地区を除く全区域が対象になる見込みですので、運行経路の見直し等を含め、今後検討してまいります。

通学路につきましても、宮崎方面から一部の生徒が自転車を利用して通学することも考えられますので、今度、実施予定の通学路の安全点検において状況を確認し、必要な対策を検討していくこととしております。

以上で私の答弁といたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、3点目の統合後の跡地利活用、そして地域振興策について、私から答弁をさせていただきたいと思います。

まず、今後、今、大場職務代理から答弁がありましたように、統合の準備を進める際に、保護者等からアンケート調査をするということになっております。その際に、跡地の利用についてもアンケートの項目に入れていただいて、そして皆さん方のご意見をお伺いしたいということにしております。そういったことを前提に答弁させていただきたいと思っております。

まず、統合後の跡地利用についてでありますけれども、やはり地域の振興並びに地域の活性化ということを第一に考え、検討を進めることが大事であると認識しております。

これまで、上多田川小学校の跡地利用についての経験があるわけですが、この際は地域の代表者を中心にしまして、上多田川小学校跡地等利用活用検討委員会を設置いたしました。地域の皆さんへのアンケート調査、子どもたちを交えたワークショップなど、広く意見を聴取しながら、跡地利用について検討したという経緯がございます。検討した結果については、住民説明会や町政懇談会でご説明いたしまして、さらに皆さん方からご意見を伺いながら検討を重ねた上で、国立音楽院宮城キャンパスを誘致したという流れでありました。

現在では、地域の皆さん方に支えていただきながら、若者を中心に全国から生徒が訪れている音楽技能習得施設となっております。

旭小学校の跡地利用については、平成30年度に旭地区地域運営組織準備委員会より、町に対して、旭小学校跡地等利用に関する提案書が提出され、旭小学校の活用、旭地区の活性化を目指し、地域の拠点となる宿泊交流施設としての利活用のご提案をいただきました。また同時に、旭地区で管理、運営を行いたいという意向も伺っております。

町では、この提案を受けまして、庁内の検討組織、加美町立旭小学校跡地等利活用検討委員会を設置し、整備の基本的な考え方やコンセプトを決定した際に、旭地区からの提案内容を最大限に尊重するとして、具体的な事業計画や運営体制を検討し、再度ご提案いただくこととなっております。

旭地区では現在、今年の4月からスタートした地域運営組織内の若者の集まり、旭 p r o j e c t が中心となり、イベントの試行や具体的な事業計画の検討を進めております。その中には、地域活動の拠点機能に加え、地域外からも人を呼び込む交流スペース、また企業への長期貸出しを想定したサテライトオフィスなどの機能を盛り込む予定であると伺っております。

町では、旭地区からの再提案を受け、早ければ今年度中に改修計画を策定し、令和4年度改修、令和5年度から本格運用を目標としております。

このように、これまでも上多田川小学校、そして旭小学校については現在進行形でありますけれども、地域の活性化、地域振興ということを第一に考えまして、取り組んでまいっているところでございます。

宮崎中学校につきましても、先ほど申し上げましたように、アンケートの結果も参考にしながら、地域の皆さん方にしっかり寄り添いながら、地域にとって、地域の活性化に資するような利活用となるように努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 1点目についてですが、今、職務代理者から、一定の理解はいただいたという答弁をいただきました。私は、6月半ばに宮崎地区で中学校再編に関する説明会がありまして、そこに出席させていただきましたが、もう冒頭から怒号が飛び交って、驚きを禁じ得ませんでした。なぜこのような説明会に至ったのか。不信感を持たれた根底には、合併後の一時期に宮崎中学校に統合する話をご破算になったこと。さらには、これまでの説明会で、納得してもらうための説明、努力が足りず、それが不信感を助長させてしまったのではないかと、このように思うんですが、教育委員会としてどのように受け止めるか、再度お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。よろしく願いします。

6月14日の宮崎地区の説明会、確かにいろいろなご意見がございました。私も4月に異動になりまして、まさかそういう状況になるとは、ちょっと私も予測できない状況でございました。ただ、地区の方、あとは保護者の方からいろいろなご意見がございましたけれども、今までの説明の中で、できるもの、できないもの、そういったご意見で対応してきたということは、ちょっとお話は伺っておりました。ただ、その後、説明会が終わった後、危険箇所とか、あとは資料のちょっと提出での状況でのご意見、そういったものを一人一人、ちょっと私のほうで当たりまして、きちんとご説明して、取りあえず納得していただいたと私は思っております。

そのほか、全員には当たっておりませんが、おおむね、子どもがそこに通うことの心配でのご意見と私は思っておりますので、その辺を今後、準備委員会で検討して、それらを一応クリアしていきたいなと私は思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 今、教育総務課長から、今後の取組についてお話がありましたけれども、私は今回、一般質問をするに当たって、いろんな方からご意見等を伺ってきました。統合には

おおむね賛成はするものの、10年後を見据えて中学校1校にすべきではないかと、あるいは部活の選択肢が多いほどいいと。またあるいは、保護者の意見を聞かずに統合が進められた。こういった考え方もありまして、いろんな、様々な意見があることも事実です。

中学校統合は、加美町の歴史に残る一大事業でありますので、前早坂教育長が大変な努力をされて、頑丈なレールを敷いていただきました。過去にあったように、地区の人たちを混乱させるようなことだけは二度と繰り返してはならないと。その意味では、準教育的な立場でまとめられた中学校の再編に関する答申、これに沿った中学校統合には大変重いものがあると私は思っております。

次、2点目の件ですが、令和5年4月開校に向け、既に準備委員会や推進本部等が設置されたわけですがけれども、小野田中学校を利用した新設中学校でありますので、かなりの事務量を今後処理しなければなりません。肝腎要の事務局体制をどうするか議論されておられませんので、冒頭で質問させていただきましたけれども、ただいまの答弁では、限られた職員で統合まで、町長部局の各部署と連携を取ってやっていくということですが、私はかなり無理があるのではないかと思っておりますが、再度その辺、どのように取り組んでいくか、答弁をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

準備委員会、そういった専門的なものがあれば確かにいいと思います。ただ、準備委員会をつくることによって、それぞれのやっぱり課から職員が抜けてしまうので、そのしわ寄せはどこかには必ずあります。そういうことを考えればいいんでしょうけれども、取りあえず私としては、今現在、教育総務課全職員と、そのほか準備委員会には……（「準備室」の声あり）準備室ですね。取りあえず、職員以外に今、準備委員会として動いていただいている方々、職員以外に保護者の方々とか、あとは教員とか、あとは小野田中学校、宮崎中学校を卒業したOBとか、そういう方々が準備委員会のメンバーに入っています。そのほか、推進本部、そのほか専門部会ということで、宮崎中学校、小野田中学校の教職員、あとは小野田、宮崎の小学校の教員も加わって、今現在、細かいところの詳細を今詰めている段階でございます。

現在、今、専門部会も3回ほどの会議等をやっているまして、細かいところまで今詰めている状況です。それと校名、あと制服、それらも今現在アンケート等を取って、大体、集計を今しているところでございます。

取りあえず、今の職員で、今年、来年、私は乗り切りたいと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 今、教育総務課長から説明がありましたが、開校に支障がないように体制をきちんと整えて、準備を進めていただきたいと思います。

先ほど、通学路の整備について、私は触れましたけれども、いずれ総点検されると思いますが、1か所だけ、宮崎地区を走る県道最上小野田線、小泉と鶯沢の境付近の歩道、約70メートルにわたって未整備となっております。合併以前からの懸案事項でありますけれども、この整備の見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（長田裕之君） 建設課長です。

先ほど、議員さんおっしゃったとおりに、旧町時代からの懸案事項みたいな形で、県道最上小野田線の未整備区間が残っております。県のほうでも、早急にやりたいようなお話で、私が建設課長になっての令和元年度ですか、そのときに県のほうから相談に来ております。一部、令和元年度に全体の未整備区間のうちの、宮崎中学校側ですか、そのほうは歩道整備をしております。残りが、大道川という川に架かっている橋、立堀橋ですかね、その橋の部分と……

（「百目木川じゃないですか」の声あり）大道川です。大道川の上に架かっている橋の部分と、それから小泉側の手前の歩道部分で、総延長で80メートルほど未整備区間として残っております。

県では、前年度、令和2年度に、その残った未整備区間の概略の設計を行っております。それで、今年度、大道川に架かっている橋の部分の詳細設計をこれから行いたいというようなお話でした。その詳細設計ができれば、歩道の整備と橋梁の歩道部分の設置ということで、実現するような形で進めていきたいというようなお話でした。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 今、建設課長から大変明るい見通しの答弁をいただきました。早期に完成されるよう、引き続き県当局に強く働きかけていただきたいと思います。

3点目について、今、町長から、旭小学校の利活用の見通し状況、それからまた統合後の宮崎中学校の活用策の考え方について答弁をいただきました。住民感情からすると、旭小学校がなくなって、賀美石幼稚園は休園、そして宮崎中学校は小野田中学校に統合すると。やっぱり、宮崎から何もなくなってしまうのではないかという、こういった怒りとか、あるいは諦め、喪

失感など、やっぱり多くの声が聞かれるんですね。

先ほど、町長からもご案内あったように、旭地区の関係から申しますと、今年、地域運営組織ができて、5か月がたったんですけれども、もともと旭地区というところは団結力が強い地域でありまして、閉校になった旭小学校を何とか活性化しようと、拠点にしようと旭 p r o j e c t を立ち上げました。新聞にも大々的に紹介されました。年度内に旭 p r o j e c t では利活用策をまとめようと、若い人たちが大変頑張っている。仕事をしながらですけれども、大変な作業ではないかなと私は思っております。

旭小学校も閉校して2年以上も経過して、小学校がどのように活用されていくのかという、その地区民の人たちとか、そういう人たちの関心とか、あるいは期待というものはかなり高いものがあると思います。

ですから、町も積極的に関わって、早期に方向性を出していただければと、このように考えております。

それから、ご案内のとおり、現宮崎中学校、これは宮崎、賀美石中学校の2校が統合して、平成元年に現在位置に開校しました。統合には賛成するが場所が問題と、当時、反対運動もありましたけれども、関係者の努力によって統合が実現した歴史があります。

そういった歴史の中で築き上げてきた伝統ある中学校ですので、この中学校を巢立った卒業生とか、地区の人たち、学校がなくなるということは、1つの言葉だけでは言い尽くせない、察するに余りあるのではないかなと私は思っております。

7月30日の河北新報に、廃校になった小学校を活用して、留学生を活用した介護福祉士の養成施設を開設する旨の記事が載っておりました。一瞬、先を越されたなと思いつつも興味深く読んだわけですが、先ほども町長から、統合中学校については、今、保護者からアンケートを取って、それを十分参考にしながら取り組んでいくという答弁をいただきましたけれども、また、さらに6月半ばの説明会でも町長は、有効活用するために意見をいただきながら取り組んでいくという前向きなお話もありました。

ですから、やっぱり統合して、間を置かずに、ぜひ早めに形をつくっていただきたいと、新たな命を注いでいただきたいと。そして、やっぱり統合してよかったと思えるような利活用を考えていただきたいと、このように思っております。

次に、2点目に行きたいと思えます。障がい者への施策についてであります。

1つ目。誰一人取り残さない持続可能な社会の実現と、障がいのあるなしに関わらず全ての人が地域の一因として、共に支え合いながら人生を送る社会、いわゆる共生社会の実現のため、

様々な事業活動が行われております。

町長に就任して10年余り、また3期目を折り返した現在、選挙時に掲げた公約の一つに、「暮らしを守るため障がい者施設の整備に努める」とありますが、公約の進捗状況を伺います。

2つ目。政治の役目は、困っている人に温かい手を差し伸べることだと思います。第3期障がい者計画が本年4月にスタートしましたが、障がい者対象のアンケートでは、力を入れてほしい施策への要望が多岐にわたっております。どう受け止め、解決策をどのように考えているか。

以上2点について、町長にお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、障がい者への施策という大綱の中の1番、私が公約に掲げた「暮らしを守るための障がい者施設の整備に努める」といったことに関してのお答えをさせていただきたいと思っております。

住み慣れた地域で家族や知人と共に暮らし続けたいという声、それから、自分が老いて亡くなった後の子どもの生活が心配であるという声、様々な声をこれまでも数多く聞いております。そういった中で、何とか障がい者やご家族の願いが満たされる町、社会にしていきたいという思いを強く持っております。

特に、町内に障がい者向けのグループホームがないこと、それから短期入所施設が不足していること、これは早期に解決しなければならない課題だと認識をしております。

担当部署であります保健福祉課には、施設運営の担い手となる社会福祉法人や民間事業者の誘致に取り組むように、これまでも指示をしてきております。最近になりましてから、幾つかの事業者から、短期入所施設、就労継続支援、グループホーム等のサービスについての面談の申入れがありました。障害者福祉担当者を交え、私が直接対応いたしまして、こちらの要望もお伝えいたしました。また、実現に向けて、どういった手法で実現していけばいいかというふうな意見交換もさせていただきました。

今後は、そうした事業者らの加美町の進出を促すため、できるだけの支援を行ってまいりたいと考えております。

2点目のご質問、第3期障がい者計画が本年4月にスタートをしたと。障がい者のアンケートでは、多岐にわたる要望が出てきていると。これをどう受け止めて解決に向けていくのかというふうなご質問でありました。

今回、第3期障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児童福祉計画を一体的に

策定するに当たりまして、障害者手帳を有する方から無作為抽出した920名の方にアンケート調査をお願いし、うち449名より回答いただきました。

アンケートに設けた、力を入れてほしいと思う障がい者施策という項目では、経済的支援の充実や保健医療の充実といった広義なものも当然ありますが、それ以外に、障がい者に対する理解の促進、雇用就労支援の充実、相談支援体制の充実、障がい者向け住まいの確保の4つを挙げられた方が多くいらっしゃいました。住み慣れた町で安心して自立した生活を続けたいという願いが強く表れていると感じております。

障がい者の障がいの内容、ライフスタイルに合わせて総合的な支援を行うことが重要でありまして、国では、地域生活支援拠点を市町村または圏域に設けるように指導しております。町では、障がい当事者らの生の意見を取り入れるため、障害者自立支援協議会に諮問し、準備を進めております。

地域生活支援拠点は、全ての機能を集約した多機能拠点型の設置方法というものもございますし、既存の障害者相談支援事業者や就労生活介護サービス事業者らと共同による面的整備も可能となっております。町といたしましては、後者の方式を選択し、候補者の選定と交渉を現在進めておりおます。こういった地域生活支援拠点の整備を行っていくということが大事だろうと思っております。

また、町としましては、これまで障がいに対する理解の促進としまして、学校教育の中での障がい者理解、さらには中新田B&G海洋センターを会場としたインクルーシブ教室、これは宮崎中のバレーボールの子どもたち、中新田中のカヌー部の子どもたちなどに参加していただきましたけれども、こういったインクルーシブ教育ということをしっかりやっていくと。

また、今回のチリ、パラリンピック選手団を受け入れたということも、まさに障がいに対する理解促進ということにつながるためでございます。残念ながら町民との交流ができなかったわけでありまして、こういった取組、さらにインクルーシブカヌー、障がい者を対象としたカヌー体験会なども行ってきたところでございます。

また、障がい者の就労の確保、そしてグループホームの整備なども、先ほど申しましたように、現在、様々な企業、事業者からお話をいただいておりますので、支援をし、実現をしてみたいと思っておりますのでございます。

こういったアンケートに出された皆さん方からの思い、こういったことを町としてもしっかりと受け止めて、解決に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長に申し上げますけれども、①番の「暮らしを守るため障がい者施設の整備に努める」。公約の進捗状況を伺うということでもありますので、その答弁がなかったように思われます。それで、柳川文俊君が再質問した次の答弁で、できればお願いします。

柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 今、町長から答弁がありましたけれども、私はどのような障害者施設を念頭に公約に掲げたかを確認させていただいたところでもあります。今、町長からありましたように、グループホームとかショートステイの整備について、早期に課題解決しなければならないという答弁をいただいたわけですが、先ほど、アンケートでの要望が多岐にわたっているというふうに紹介しましたけれども、私は次の2点に絞って、町長の考え方をお伺いします。

まず1つは、短期入所の充実、それから2つ目、障がい者向けの住まいの確保であります。

1つ目の短期入所なんですが、平成30年度の法改正で、障がい者の日常生活を支援するため、介護保険サービスを行っている事業所でも、共生型サービスの指定を受ければショートステイの利用が可能となりました。

そこでお伺いしますが、町として町内の事業所でショートステイサービスを行っている介護老人福祉施設、具体的には特別養護老人ホームに共生型サービスの指定を受けていただくよう働きかける考えはありますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど申しましたように、短期入所も不足をしております。今ご指摘のあった点も踏まえて、やはり短期入所のキャパシティを増やしていくということが大事であると思っておりますので、担当課で十分これは検討し、進めてまいりたいと思っております。

また、先ほどの、進捗状況ということでもありますけれども、このグループホームにつきましては、これまでも、町が設置することはできませんので、社会福祉法人等々に働きかけをしてまいりました。開設に前向きな法人もありましたけれども、これまで開設には至っていないということでございます。

ただ、先ほど申しましたように、最近になりまして、複数の事業者からグループホームの件、あるいは短期入所の件、あるいは就労、A型、B型、ありますけれども、こういった作業所等の開設などについて、前向きに考えていらっしゃる事業者と面会をしておりますので、ぜひそういった事業者の思いが実現できるように、町もできるだけの支援を行って、できるだけ早期に実現していきたいと考えているところでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 町長から今、前向きな回答をいただいたものと受け止めております。

家族が冠婚葬祭やちょっとした用事で出かけなければならない用事というものは多々あるわけです。そのときのために、一時的に障がい者を預けられるショートステイサービスを利用できる施設を町内につくってほしい。こういった要望が以前から出されておりました。

事業所にとっては、今コロナ対策とか、介護職が不足している現状の中で、共生型サービスの追加指定を受けるというのはなかなか大変なことだと思いますけれども、ぜひ実現できるように取り組んでいただきたいと、このように思います。

次に、2つ目の障がい者の住まいの確保についても力を入れてほしい施策の一つでありまして、今、町長からも、事業者と面談を行って手応えを感じたというような、私は受け止めておりますけれども、これもやっぱり介護者とか、今、町長おっしゃったように、親亡き後の生活の場の確保というものは、障がい者本人はもとより、そのご家族にとっても大変切実な問題であると私は承知しております。

障がい者計画の中で、地域での生活の場となるグループホームの整備について検討し、サービス提供事業者の参入を促すとありますが、これは先ほど町長からもお話を伺って、前向きに検討されるということで、私は了解しました。

前回も、平成30年の障がい者計画の中でも、同じようにサービス提供事業者の参入を促すと明記されております。今後、町においても、公共施設の整理、統廃合とか、空き家の活用、そういったものについて検討されると思いますけれども、事業者が参入される環境が整って、グループホームなどの整備がしやすくなっていくのではないかなと私は感じております。ですから、強力に進めていただきたいと、このように思います。

今、質問した特に2点について、障がい者対策について、障がい者のご家族の多くが整備を強く要望しておりますので、今後も進捗状況等を私は注視していきたいと思っております。

最後になりますけれども、先ほど町長から報告がありましたが、8月24日から13日間にわたって行われたパラリンピック、この本町で事前合宿したチリ選手団、砲丸投げで世界新記録に輝き金メダル、それからカヌー競技で銅メダルを獲得して、大活躍でありました。祝意を表すとともに、関係者の皆さんの支援に感謝申し上げたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、3番柳川文俊君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。11時5分まで。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告2番、15番米木正二君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔15番 米木正二君 登壇〕

○15番（米木正二君） 私は今回、再生可能エネルギー事業（太陽光・風力発電等）についてということで質問をいたします。よろしくお願いいたします。

東日本大震災を契機に、再生可能エネルギーが見直され、本町においても太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの導入が拡大しつつあります。一方で、これらの施設の導入には周辺環境への悪影響を心配する声も寄せられ、施設設置等による災害の防止、健全な生活環境の保全、身近な自然や景観等の保護、地域との調整などが課題となっております。

このようなことから、本町の有する豊かな自然環境の保全と、事業者と町民の相互理解による事業の適切な実施の確保を図ることが肝要と思いますが、以下の点について伺うものであります。

- 1、町民の様々な懸念への町の対応と理解促進等のための取組について。
- 2、町が提出した意見書の内容について。
- 3、自然や景観、地域住民、災害などに配慮した適正な再生可能エネルギー事業とするための条例もしくはガイドラインが必要と思いますが、策定は考えておられるのか。

以上、伺うものであります。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、米木議員の、再生可能エネルギー事業について、お答えさせていただきたいと思っております。

今、議員からありましたように、やはりこの本町が有する自然環境の保全、そして事業者と町民の相互理解、これは非常に重要な点だと私も認識をしております。その上で、やはり事業を適切に実施していくということなのだろうと思っております。

そういった中で、1点目の、町民の懸念ですね、当然これはあるだろうと思っております。

懸念、不安、様々なことを私も聞いておりますし、十分理解をしております。

その上で、まず押さえておかなければ、皆さんにもご理解いただかなければならないことは、町内で計画されている6つの風力発電事業は全て民間の事業であるということでございます。ですから、事業者が自らの責任において町民へ丁寧に説明をし、理解をいただくということが原則だと思っております。

風力発電事業のみならず、町が特定の民間事業者の事業について説明するということは適切ではございませんし、当然、大崎市、色麻町等でもそういったことは行っておりません。ただし、環境影響評価図書の縦覧については、縦覧場所として町の施設を提供し、縦覧や住民説明会の開催については、町の広報やホームページを通して町民に周知しているということでございます。

また、町は環境影響評価法に基づく宮城県知事への意見や事業者との打合せ等において、町民に丁寧に説明をし、理解を求めるように、これは度々意見をできてきております。

今年の6月から7月にかけて事業者が開催した住民説明会につきましては、1月に予定していた説明会が新型コロナウイルス感染防止のため中止となったことから、町が改めて開催を強く要望し、意見をし、その結果、開催されたものでございます。

今後も引き続き、町民への丁寧な説明を促すとともに、県知事に対する意見もしっかりと述べてまいりたいと考えております。

2点目の、町の意見書の内容についてであります。環境影響評価手続の配慮書、方法書及び準備書の各段階において、宮城県知事に対し意見を述べることとなっております。知事は、町の意見や各分野の専門家から構成される技術審査会の答申などを踏まえ、事業者や経済産業大臣に意見を述べることとなっております。

町の意見は、個別の事業内容に応じ、各担当課の意見を集約して作成しております。環境影響評価図書に記載されている項目だけでなく、影響が懸念される全ての項目について意見を作成しております。

これまでの意見の例といたしましては、災害への影響について、関係機関や災害分野の専門家等からの意見を踏まえ、事業実施による災害への影響を適切に調査し、災害を誘発する可能性がある場合は事業実施区域から除外すること。騒音及び低周波については、住宅等との位置関係を正確に把握し、適切な調査を行い、影響を回避または十分に低減できない場合は事業の見直しを行うことなどの意見を述べてきております。

そのほかにも、住民説明、他事業との累積的影響、電波障害、有害鳥獣の生息環境、景観、

放射線の量、温室効果ガスなど、幅広く意見を述べております。

3点目の条例またはガイドラインの制定であります。町では条例、ガイドライン等を制定してはおりませんし、現時点では予定はございません。

大崎市など県内他市町の条例を見ますと、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、環境影響評価法、砂防法などの法律で既に定められている内容であります。

法に基づき判断を行うものは国や県でありますので、役割の明確化、業務の効率化の観点から、同じ内容をあえて条例化する必要はないのではないかと現在考えています。ただし、現在、国でガイドラインの策定を検討中でございますので、国から出されたガイドラインに基づいて、町としても検討してまいりたいと考えております。

また、大規模な太陽光発電につきましては、昨年度から環境影響評価法の対象に加わり、厳しい審査が行われることとなりました、その一方で、国では再生可能エネルギーの導入を加速させるため、都市公園法、森林法、温泉法などの規制の見直しに取り組んでおります。

再生可能エネルギーを最優先で進め、二酸化炭素の削減、地球温暖化対策に取り組むためには、それぞれの担当機関が地域の状況や事業内容に応じて適切に判断していくことが重要であると考えております。

こういった太陽光に関する国の新たな動き、こういったことも勘案しながら、先ほど申し上げましたように、国から出されるガイドラインを踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上3点、お答えさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） ただいま町長から答弁があったわけですが、1点目につきましては、住民説明会も業者でなされたということで、6月から7月にかけて、やくらい文化センターとか、旭地区、中新田地区の公民館で開催をしたということは私も十分承知しております。

風力発電についてですけれども、今、町長の答弁にもありましたけれども、本当に多くの町民の皆さんが不安と懸念を抱いております。例えば、騒音問題はどうか、環境への影響はどうか、災害との関連はどうかと心配されている方々は決して少なくはないと思っております。

その心配に対して、例えば、それは業者が説明すべきなんだと、町は特定民間業者を説明することができないということ、重々、私も承知はしておりますけれども、町民の懸念に対して少々冷たいような、私は今感じを持ったところであります。

私が質問していることは、業者に代わって町が説明をしなさいということではなくて、町自身がこの風力発電に対してどう考えているのかということをお尋ねしているのです。町民の皆さんは、業者の説明よりも町の考えを聞きたいと思っています。

以前、町長はバイオマス事業を進めようとしたり、まきストーブの普及に努めるなど、再生可能エネルギーに理解を持っておられる方でもあります。風力発電に対してどのような考え、どのようなスタンスを持っているのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 説明会については先ほど申しましたように、町が主催でということなかなか難しいだろうと思っていますので、住民からのお声があれば、どんなグループであっても私どもが出向いて説明することはやぶさかではありませんので、ぜひ気軽に呼んでいただければ、場を設定していただければお伺いして、町としての考え方等についてもお話しさせていただきたいと思っています。

そこで、町の基本的な考え方ではありますが、やはり地球温暖化の防止、これはもう喫緊の課題でございます。これは国が取り組めばいいという問題ではなく、それぞれの自治体も含め、あるいは個人も含め、皆さんが、一人一人が、どうしたらCO₂の削減を図れるかという観点から取り組むということが大事だと思っています。

そういった中で、再生可能エネルギーの普及は、これは避けて通れない。各国が取り組んでいる、日本としてもこれは積極的に取り組んでいかなければならないと思っています。それが第一の、町としての、また私個人としての考えでもございます。

そういった中で、当然どういった再生可能エネルギーが、再生可能エネルギーの、エネルギーミックスと言われておりますけれども、どういった組合せがいいのか。それぞれの地域には特性がありますので、風力、太陽光発電、あるいは地熱、あるいは波動、様々なものがあると思いますけれども、その地域特性に合わせた再生可能エネルギーを導入していくということは大事なことだろうと思っています。

一方で、そのことが自然破壊とか、それから健康被害とか、あるいは災害を誘発するとか、そういうことにつながっては本末転倒でございますから、そういったことはきちっと担保をした上で、業者として事業を進めていく必要があるんだろうと思っていますので。

そういった町民の不安、懸念については、先ほども申し上げましたように、私どもも幅広く県に対して、県を通して国に対して、事業者に対して、かなり厳しくはっきりと、こういった町民のご懸念、不安を払拭するように意見をできておりますし、今後ともそのつもりでござ

います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 今の町長の答弁を聞いていて、理解できることはできますけれども、政府も2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすると。すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すということを宣言しています。世界的な流れということも十分に理解しておりますし、日本としても最重要課題の一つだということで、進めていくんだというような考え方だろうと思いますけれども、私自身も、脱炭素社会の実現を目指すということ、必要性は理解はできますけれども、だからといって全てウエルカムだということにはならないと思います。

風車も奥羽山脈に林立するような、そうした状況というものは果たして好ましいのかなと、好ましくないとは私思っておりますけれども、その辺、やっぱりそうしたカーボン社会の実現と、そして再生可能エネルギーというようなことの両立を目指すということ、非常に大事だと思っておりますけれども、その辺の経過について、町長はどう思われますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど申しましたように、町としては経過も含め、きちっと業者には意見を、県知事に対して意見を述べているところがございますから、当然そのバランスということとは大事なんだろうと思っております。

ただ、国が公約している、世界的な公約でございますので、2050年までにカーボンゼロ社会を実現するということは、ありとあらゆること、できること全て尽くしても達成できるかどうか分からない、大変野心的な目標でございます。ですから、こういったことをどうやって達成できるかということは、先ほど申し上げましたように、町民一人一人、そして自治体としても、やはりこれは考え、できることは取り組んでいくということが必要だろうと思っております。

一方で、やはり原発に依存する社会、これも非常に危うい社会でございますので、国民がひとしく、やはり原発に依存しない社会というふうな思いがありますので。しかしそうなりますと、再生可能エネルギーを占める割合を大幅に増やしていかななくてはならないということが事実だろうと思っております。

今回100基ほどの、最終的に何基になるか分かりませんが、100基建設されたとしても、女川原発の0.2個分ぐらいしかならないんですね。ですから、再生可能エネルギーでこれまでの火力エネルギー、あるいは原発で出てくる電気を代替していくということは、これはかな

りの再生可能エネルギーに取り組まないと実現できないということなんだろうと思っています。

そういったことも認識した上で、何でもウエルカムというわけでは当然ありませんし、現在10基、JREさんで10基建設しておりますけれども、これも当初の計画は18基でございました。町が様々な意見を述べて、最終的には10基になったわけでありましてけれども、当然のことながら、町としても今後も住民のお気持ちも十分踏まえた上で、一方では、住民の皆さん方は風力発電を一度もご覧にならずに心配していらっしゃる方も多いようでございます。ぜひ一度、住民の皆さん方も、議員の皆さん方もそうですが、一番近いところで石巻で6基稼働しておりますので、ぜひ行ってみたいと、恐らく考え方が変わる方もいらっしゃるだろうと。

それから、ある議員さんが、津軽で今38基、これは畑の中に林立しているわけですが、お伺いして見たところ、非常に静かであったと。地域の方々からも、いろんなお話を聞いたけれども、何一つ苦情は聞かれなかったということも聞いておりますが、そういった現実もきちんと皆さん、踏まえた上で議論をしていくということが大事なんだろうと思っていますので。

そういった意味では、皆さん方が大いに興味を持って勉強していただき、また施設の視察もしていただいて、その上で、言うべきことは言うていくということが大事なんだろうと思っています。よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 理解促進等の取組というようなことで、今、加美町の現状はどうなっているのかなというように、私もいろんな方々からいろんな話も伺ったところでありますけれども、まず、これらの事実を知らない町民が圧倒的に多いということです。非常に興味を持っている方、懸念されている方もおりますけれども、ほとんどの町民は知らないのではないかと、いうことが、まず1つであります。

次に、4つの事業者がいて、7事業もあって非常にややこしいということ。それから、町の将来を心配して、反対だという方もおられます。そういった方の組織も今ない。鳴子とか、ほかでは、そういう組織化して、いろいろやっているところもあるということですが、現状はそういったところだと思います。

そういったことで、町民にいろんな広報とか、いろんな伝達手段を使って周知しているんだろうと思いますけれども、その辺の周知の仕方とか、理解をしてもらうための町としての努力というものはどのように考えていますか。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

先ほど町長も答弁しましたように、町が特定の民間事業を説明することはございません。町の説明により誤解を与えたり、損得を与えたりというものがございしますので、責任が問われるということもございしますので、やっていないというものが現状でございしますが、ただし、住民説明会の環境影響評価の縦覧、そういったものにつきましては町の広報やホームページでもお知らせしているところでございます。また、その場所につきましても、役場を提供しているということでございます。環境影響評価の手續中の事業の一覧も町のホームページで常に掲載をし、周知に努めているということでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 次に、ちょっと私もびっくりしたわけでありましてけれども、太陽光発電、メガソーラー、やくらいゴルフ場、あの周辺にできるということで、（仮称）CS宮城加美町太陽光発電事業、最大4万9,900キロワットということで、これまでの太陽光発電事業と比べますと、とてつもない大きなメガソーラーだと思いますけれども、圧倒的に情報が少ない。突然なのかというようなことであります。

ご案内のとおり、そのゴルフ場ですけれども、先般、4月に全員協議会があつて、チームトレインにまた町が売払いをしたということでもあります。その処分の理由の中には、やっぱりやくらいリゾート事業の継続と土地及び自然環境の保全ということがうたわれています。

このことを物すごく私は心配しているわけでありましてけれども、前からそういう計画があつて、業者で隠していて、土地を売ってほしいと言ったのかどうか、非常にその辺の疑念を持っているわけでありましてけれども、そのことを町は知っていましたか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長（相澤栄悦君） 総務課長でございます。

町が太陽光発電についていつ知り得たかというご質問だと思いますが、4月23日の臨時会で、町からチームトレインへの譲渡の内容についてご承認いただきまして、その後、その時点では何も太陽光の計画というものは町では承知しておりませんでした。町が初めてその太陽光発電の計画を知り得たものが5月6日でございます。こちらが、土地売買の届出書というものがあるんですが、それは大規模な開発をする際、土地が譲渡とか、そういったものがあつた場合に、土地利用法に基づきまして届出が必要だということで、町にその内容が業者から届出があつたと。その時点で太陽光の計画というものが初めて分かつたということでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 町が知ったのが5月6日ということでありまして、我々、その売買の説明のときは知り得なかったところでありまして、そういうことを考えますと、ゴルフ場を隠れみのにして、だまし討ちに遭ったのではないかなというような思いもするわけです。

それで、町が計画段階配慮書に対する意見を出していますよね。その中で、非常に生活環境や自然環境への影響が懸念されるということと、やっぱり菓菜地区の活性化及び振興に向けて取り組む協定書が締結されているわけですよ。ですから、この協定を守るということ、それから様々な、例えばそこに鹿又川がありますけれども、土砂災害の気があるとか、いろいろ町も意見書の中で指摘しているわけでありましてけれども、この太陽光発電、非常に私は問題があると思うんですよね。その辺について、町長、どのように思われますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私も驚いたところでございます。意見書にありますように、町としては様々な指摘をさせていただいておりますので、このことが環境破壊、災害の誘発につながらないように、しっかりと今後とも対応してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） この意見書の中にもありますけれども、事業実施想定区域及び太陽電池発電機の削減など、ゼロオプションも含めて事業計画の見直しを行うことと、これは非常に重たいと思いますけれども、そのことをやっぱりきちんと町としての意見を私は貫くべきだと思いますが、その辺の見解について。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） そこに書いておるとおりでございます。私の思いは変わりませんので、きちっと事業者に対して、町としての考え方、思いを今後とも伝えてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 最後に、このことにつきましては、今後もゴルフ場が、経営がなかなかうまくなくなって、太陽光発電所になるということは絶対避けてほしいと思いますし、やはりその土地と自然環境の保全と、リゾート事業の継続につながるものであるという、その処分理由ということをしかりと、やっぱり心に刻んでいただいて、適切な、私は対応をしていた

だきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今後とも適切に対応してまいりたいと思っています。チームトレインの社長も、ぜひこのゴルフ場を守りたいというふうな強い決意を述べておりますので、その思いには変わらないんだろうと思っていますので。大変厳しい環境ではありますが、ゴルフ場の経営をしっかりと立て直していただいて、環境保全に努めていただきたいと思いますし、太陽光発電については、町としても毅然とした態度で今後とも臨みたいと思っています。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 次に、意見書の内容についてでありますけれども、答弁では、累積的な影響とか、電波障害とか、有害鳥獣の生息環境、あるいは景観、放射線の量、温室効果ガスなど、広く意見を述べられているということであります。

私も、様々な事業の町の意見書、あるいは知事の意見書、読ませていただきました。その中を見ますと、総じて、やっぱり一番は住民への説明と住民の声をよく聞くことということ。それから、町としては事業計画の見直し、区域の除外、あるいは町への説明をしっかりとしてほしいというような、そうした内容がほとんどでありました。

その中で、注目したことがあります。事業数が非常に多いので、また時間的な制約もありますので、一つ一つ取り上げることはできませんけれども、その中でちょっと注目したことがあります。それは、宮城県の環境影響評価技術審査会がありまして、令和3年5月19日にその会議を開催しております。その会議録を入手して、ちょっと読ませていただきました。

その中で、宮城、山形北部風力発電事業の環境影響評価方法書についてというようなことで審議しております。その中で、いろいろな問題があるわけですが、このまま進むことは非常に危険だと思えますという平野会長さんのそうした話もあります。

やっぱり景観の話をしませんが、今回の事業対象区域は、宮城県で一番標高の高い尾根筋が含まれているということで、そこに約100基近く計画をされているわけですが、その中で、薬菜山の眺望が、写真を撮ったときに、そこに風車が入ってくるのではないかというような、そうした懸念もあります。

それから、業者側が町の意見、知事の意見に従わないということも指摘されているんですね。そういったことの問題も多々あるわけですが、その辺、どこまで意見書が反映されるのかというようなこと、非常に私は危惧をしているわけですが、その辺の見解についてお

尋ねします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

町の意見が生かされているかというようなご質問でございますが、まずもって、JRE、今現在進めている事業でございますが、この事業につきましては、地滑り、そういった災害の懸念が出てございます。そういった事例もございますので、その部分につきましては除外という形で指示をされてございます。

また、今、大きな事業でございますが、山形北部風力発電事業、これにつきましては、最上街道につきましても範囲を除外するということになってございます。

今後も、事業計画の見直しを行うよう、強くですけれども意見を述べてございます。事業者からは、現地調査を踏まえて、影響を回避するよう検討していくというような形で意見もいただいております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） その中で、やっぱり加美町長の意見というようなことで、非常にこれまでにないようなことが書かれていたと、結構強い口調で除外とか見直しとかというようなことで、伊藤委員という方が評価をしているわけでありましてけれども、やっぱりそういった知事の意見、町の意見、業者側がちゃんと捉えて、やっぱり実施をしていただく。見直しをするなら見直しをする。そういったことが必要だと思っておりますけれども、何か法的にはあるんですか、遵守をするというような。恐らくそれは難しいんですかね。お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

先ほど町長からも答弁がありましたように、ガイドラインとか条例とか、そういったものがございまして、いろんな形で法律で定められてございます。それが森林法とか、砂防法とか、文化財保護法とか、そういった法律で規制されているというものがございまして。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 時間もあと5分しかないので、ちょっと急ぎますけれども、次に、条例あるいはガイドラインの制定ということでありましてけれども、今の時点では制定する予定はないということでありましたが、その理由として、上位法があるからというようなことでありま

す。

しかし町長、ちょっと思い出してほしいんですけども、田代岳が指定廃棄物の候補地になった際に、その環境保全ということから水資源保護条例を制定したではありませんか。国や県の事業だから賛成あるいは反対ということではなくて、町民の皆さんが懸念していること、不安に思っていることを丁寧に答えていく。町長は、特に自然環境を大切にする人だったはずであります。それが、再生可能エネルギーになると、自然環境も犠牲にしていけないということには、私はならないと思います。町長の思いというものも十分に分かります。理解した上での発言でありますけれども。

そうしたことで、私は風力発電に絶対反対ということではありません。しかし、危惧する人たちの理解なしに事業を行っていいのかと心配しているのであります。その懸念を少しでも払拭する方法の一つが、基準を設ける条例やガイドラインの制定だと思いますけれども、町長、条例の制定は必要ありませんか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど申し上げましたように、条例は上位法の枠を超えて制定することはできません。ですから、ほかもそうなんですが、内容的には結局ダブることなんですよ。また、国でもガイドラインは今、検討中でございますから、国のガイドラインも出ていない状況で、町単独でガイドラインをつくるということもいかななものかと思っております。

それから、水資源保護条例との違いは、この風力発電、太陽光発電については法的な縛りがかなり強うございまして、環境影響評価等々もかなり厳しくやっていかなければならない。そして、自治体も意見を述べる機会が3回与えられているという、そういったプロセスがしっかりできているわけですから、現時点ではその法律にのっとって、きちっと町が対応していくということが可能であろうと思っております。

今後、先ほど課長から答弁があったように、ですから現時点で法による規制がありますから。ただし、例えば、先ほどのように、最上街道を除外してほしいなどというものは、これは全く法律の範疇外なわけですよ。そういったところは、現時点ではガイドライン等で定めずとも、事業者のほうがかちんと酌み取って事業を進めてくれておりますが、そういったことも含めてのガイドラインの制定ということは、国のガイドラインが示された時点で、町としても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 今の、全国の条例の制定状況をちょっと調べてみました。そうした中で、

直近で153の自治体が条例を制定しておりますし、県においても恐らく4県制定していると思います。

町長の答弁のように、上位法で足りるということであれば、なぜそれだけの多くの自治体が条例を制定しているのかということになるわけですが、やっぱりそれは町としたら、町の方針、考え方、姿勢というものを業者に知らしめると。町としてどう考えているのかという、このことをやっぱり業者に知らしめていくということで、恐らく条例を制定しているんだろうと。

それから、やっぱり住民トラブルを防ぐ意味もあるということです。お隣の大崎市、もう既に条例制定されておりますけれども、住民トラブルの回避ということもあって、やはり押し量られないような事態が発生するおそれもあるというようなことで、条例制定に至ったということでもあります。

それから、今日の大崎タイムスに掲載されております。登米市は7日、バイオマスや太陽光など再生可能エネルギー発電設備の設置を予定する事業者に、計画の初期段階から、市と地域住民と事前協議などを義務づける条例を制定する方針を明らかにしたと。もう続々と条例制定の動きが出てきているわけです。

そした中で、加美町も、それから多くの風車、それから太陽光発電事業も始まるわけです。やっぱりある程度の歯止めもかけていく、制限もしていくということからすれば、条例の制定というものは避けては通れないことだと思いますけれども、その辺、再度、町長の覚悟を聞きたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 繰り返しになりますけれども、あくまでも上位法の枠組みの中でしか条例はつくれません。そこはご理解いただきたいと思っています。ですから、大崎市についても、国の法律の枠内での条例の内容になっております。

ですから、現時点で大事なことは、条例にのっとって、事業者がそれにのっとり、さらに行政からの意見、住民の声を踏まえて、適正に事業を推進していくということが大事でありますし、それを町としてもしっかりと業者に対して意見を述べていくということが大事だと思っております。

当然のことながら、業者が行政に何の事前相談もなく事業を始めるということはありません。条例に定めようが定めまいが、当然これは、まずは行政に来るわけでございます。それから、風況調査なり、あるいは法律にのっとった環境影響調査なりを順次進めていくわけであり

ますので。そこは町としても、まずは法にのっとってしっかりやっていただくということ。それから、町や県や国から出された意見書に適切に対応していただきたい。いただくための意見というものも、町としてもしっかりと述べていくということが大事だと思っています。

決してつukらないということを言っているわけではありませんが、やはりそういった国のガイドラインがまだ定まっておきませんので、それを見定メートル上で、町としてどのようなガイドラインを定めていくかというふうな検討をしていくべきだろうと思っておりますので、そのところをご理解いただきたいと思っています。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 最後になると思いますけれども、この新聞記事を見ますと、登米市も最初はガイドラインを作成する方針を示していたということでもありますけれども、やっぱり事前協議や住民説明会の実施など、法的拘束のある条例で義務づけることで実効性を担保できると判断したということでありまして、やっぱり私は早急に制定すべきだと思いますけれども、最後に答弁をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私も今朝読ませていただきました。ここにありますように、事前協議や住民説明会の実施、これは実は、住民説明会の実施は法的に求められていることなんですね。ですから、条例で定めなくても、当然業者は住民説明会をしなければなりません。ただ今回、事業者のほうでコロナの影響で開催できなかったということで、地域の方に対して紙面での情報提供に取って代わるようなことがありましたので、町としては、それでは十分ではないと、これはぜひ説明会をしてほしいというふうに強く要望いたしまして、開催したわけでありましたので。

今後とも、やはりこの住民説明会というものは非常に大事ですから、どんな理由があろうとも、これはやはり対面で住民説明会を開催し、住民の声、不安、懸念をしっかり受け止めて、それを払拭しながら事業を進めていただくように、しっかりと意見を述べていきたいと思っています。

ですから、現時点では、事前協議、それから住民説明会というものは行われておりますし、今後とも、どの事業者に対しても強く求めてまいりたいと思っています。

以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、15番米木正二君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、暫時休憩いたします。1時まで。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告3番、8番伊藤由子さんの一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔8番 伊藤由子君 登壇〕

○8番（伊藤由子君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

企業による風力発電事業への町の対応についてお伺いします。

地球温暖化がもたらすと言われる異常気象頻発への打開策、対応策として、再生可能エネルギーの導入は、日本においても差し迫った課題と考えます。先般、環境省は通常国会で成立した改正地球温暖化対策推進法の施行に向けて、ネガティブゾーニング（不適地を外す等）の検討を表明しています。

また、経済産業省の調査によると、66の自治体が再生可能エネルギー設備設置に関して、抑制区域や禁止区域を規定しているという情報があります。134自治体のうちの66自治体です。

これらを踏まえて、以下の点について伺います。

県全域ゾーニングマップ上のネガティブゾーニングについて、加美町の考えは。例えば、宮城西部風力発電事業の該当する地域を例に挙げてお答え願います。西部風力発電事業とは、旭地区に計画されている事業です。

2番目、6月の議会で、健康被害を起こさないよう意見していくと答弁されています。ウィンドファーム八森山の該当する地域の具体策はどんなものでしょうか。ウィンドファーム八森山は、主に鹿原地区に計画されている発電所です。

3番目、住民の不安の一つである自然環境の保全について、環境の保全は森林率25%が関わると言われております。25%はどのように確保するのか、お答え願います。

4番目、再生可能エネルギーは本来、地域固有の資源であるはずで、地域住民の利益につながるべきものとの考えがあります。エネルギーの地産地消に今回の事業はなるのでしょうか。

5番目、加美町環境基本条例に、「誇るべき宝庫とは守るべき宝庫」とあります。誇るべき宝庫の維持、継承について、町長の考えをお伺いします。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、伊藤由子議員の、企業による風力発電事業への対応について答弁をさせていただきます。

1点目、ネガティブゾーン関係のご質問でありました。県が策定した風力発電事業に係る県全域ゾーニングマップにおきまして、宮城西部風力発電事業の風力発電機設置予定位置は、法的、地形的に重大な制約がある区域、または自然環境等の法令で環境保全を優先すべき区域となっております。

町としましては、その区域で事業を実施することについて、宮城県と協議を行うよう意見をしているところであります。

また、対象事業実施区域及びその周辺には、水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、砂防指定地、土砂災害警戒区域等が含まれており、土地の改変や森林の伐採による水源涵養機能低下、土砂の流出、地滑りの発生等により対象事業実施区域周辺に甚大な影響を及ぼすことが懸念されますことから、関係機関と協議を行い、環境分野だけでなく、災害分野の専門家からの意見を踏まえ、事業の実施による災害への影響を適切に調査し、災害を誘発する可能性がある場合は、対象事業実施区域から除外するように意見をしております。

町としましては、単純にネガティブゾーニングの区域だけを除外すればいいということではなく、その上流側も含め、事業実施区域全体について調査を行った上で検討することが大事であると考えており、そういったことを踏まえて意見をしております。

2点目の、ウィンドファーム八森山に関する意見についてであります。

令和3年4月22日、環境影響評価方法書に対する意見を宮城県知事に提出しております。騒音及び超低周波音につきましては、現地調査等により、住宅等との位置関係を正確に把握し、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または十分に低減する措置を講じ、影響回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

また、騒音の予測結果について、準備書など書面での数字等による説明会では、住民がどの程度の騒音レベルであるかを思い描くことが困難であるため、予測地点における騒音レベルの音源や音量を適切な危機を用いて、住民説明会等で公開するように努めるようにと述べております。

ほかにも、振動、風車の影による影響についてなど、適切に調査するように意見を述べております。

森林法に基づく林地開発許可制度では、残置森林面積と造成森林面積が、開発行為をする土

地の面積の25%以上を確保することになっています。具体的な事例で申し上げますと、令和2年12月に宮城県から林地開発許可のあったJRE、宮城加美町ウインドファームの林地開発事業計画には、造成された森林と残置森林の維持管理は、開発中、開発後ともに事業者が維持管理することと記載されております。

したがいまして、森林面積は開発事業者により適切に管理、そして確保されるものと考えております。

4点目の、エネルギーの地産地消についてであります。JRE宮城加美町ウインドファームで発電された電力は東北電力へ全て売電されることが決まっております。他の事業についても、東北電力へ売電する予定であると聞いております。その電力の多くは東北電力エリアで使われることになると思います。ただし、現在は全国で不足する電力の融通を行っておりますので、加美町で発電した量のどれぐらいが使われるかということは、業者でも把握をしていないという状況でございます。

なお、東北電力が販売している電力のうち、現在72%が火力、化石燃料で作られておりまして、再生可能エネルギーは17%にとどまっております。

国では、2030年まで46%のCO₂削減、再生可能エネルギーの割合を36%から38%を実現したいということで、そのために再生可能エネルギーの主力電源化、最優先の原則に取り組むとしておりまして、安全性の確保を大前提に、それぞれの地域に存在する再生可能エネルギーを最大限に活用していくことが重要であると考えております。

5点目の質問につきまして、町では風力発電事業が天然記念物や埋蔵文化財へ影響を及ぼさないように、宮城県知事に意見を述べております。

また、事業の施行に当たり、これらの文化財が保護、保存されるよう、事業者と協議を重ねております。具体的に申しますと、仮称ではありますが、宮城西部風力発電事業における町指定の天然記念物の魚取沼の湿性植物群落への影響や、宮城山形北部風力発電事業における最上街道への影響、また、各開発における埋蔵文化財への影響に関して、これらの文化財に影響を及ぼさない計画を策定するよう意見を述べております。

以上、ご質問の5点にお答えさせていただきました。十分、議員のご懸念されている点について、今後ともしっかり踏まえた上で、県、国、そして事業者にご意見を述べていくこととしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） それでは、ちょっと資料を見ていただきます。これが、県が2018年に発表している県全域のゾーニングマップです。ちょっと大きくしてみます。ちょっと分かりにくいでしょうか。加美町のエリアを表しているところがここです。ここが大崎のエリア。色で表しているんですが、緑が風況のいいところ、風力発電機を設置するのに適したところというふうな分類です。黄色い部分は、配慮を要するところ、調整エリアとして、エリアを表しているというふうに説明があります。そして何と、ほとんど灰色なんですが、灰色というところは保護を優先するところ、地形障害エリアというふうな表現で表されております。本当に適したところは、この緑の部分だけのようです。

宮城県全体を見ても、物すごい少ないエリアで、本当に、県南のほうが多いですが、県北は、加美、大崎の範囲、ちょっと海岸に近いところが少しあるぐらいで、こういうゾーニングマップが示されていますが、これを見て参考にして、業者が建設場所を選定したということになるようです。事実、そういうふうにして選んだと言われておりますが、具体的に、それではこの黄色い部分の配慮を要するところ、調整エリアとされているところについては、具体的にどんなエリアなのかを、先ほど町長からも説明がありましたが、西部風力発電事業の区域の範囲内について、具体的にどういう配慮を要する場所なのかを説明いただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長です。それではお答えいたします。

県は、風力発電の導入可能性を有しているエリアのゾーンマップを公表してございます。加美町では、北部の大崎市との境ですか、この緑の部分なんですが、導入可能性エリアとして掲載をされてございます。配慮調整エリアというものがございまして、その部分につきましては、自然公園法に基づく普通地域、さらには文化財保護法に基づく埋蔵文化財などが含まれてございます。その下に、保護優先、地域障害エリアとございますが、これにつきましては、自然公園法に基づく特別保護区、さらには森林法に基づく保安林、さらには最大傾斜角25度以上というものが含まれてございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 全体に説明をいただきましたが、西部風力発電所の具体的な場所というものはまだ決まっていないわけなんですけれども、灰色の部分がかなり多くて、配慮を要するところというのは、具体的に言えば、例えば二ツ石ダムのもっと上の部分の、土砂が流出する可能性のある場所とかというふうに、もう少し具体的な表現で分かるところはないのでしょ

うか。お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長です。

場所につきましては、今、調査中ということで、数値的にもまだ確定はしていないんですけれども、二ツ石ダムから田代にかけて計画されているということでございまして、今の部分からすれば、そのエリアの中には入っているということで、これからそういった難問が結構出てくるわけですが、土砂災害等も含めまして、除外するところは除外すると。JREさんのほうでは、もう18基から10基まで数字が落ちてございます。10から30ぐらいの数字ということで予定はしているんですが、それが半分になるのか、3分の1になるのか、その辺はこれから、今、調査を進めているところとっております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 私たちも心配するところなんです、基数はまだ確定していないと。危険なところはこれから徐々に排除していくんだというふうな姿勢かと伺いました。

先ほど、15番米木議員が環境評価技術審査会の内容について紹介していらっしゃいました。私も、これについてはとても気になっていたんですが、先ほど、結構、町長は強く意見を言っているんだというふうな紹介があったので、その強く意見を言っている内容について、どんなことを言っているのかをやっぱり皆さんに発信していただきたいと思うんですが、一部でよろしいですので。どんなことをきちんと言っているのかを紹介してください。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

計画されてございます事業区域に含まれる部分の中に、緑の回廊というものがございまして。まず、1点目につきましては、動植物の移動経路として、森林の観点から連続性が確保されるという意味合いから、その部分については事業区域から除いてほしいと。いわゆる鳥獣関係ですね、その部分は除いてほしいということで掲げてございます。

さらには、土砂災害、さらには警戒区域等も含めて、その辺は調査してほしいと。さらには、砂防の指定地、この部分も調査をしてほしいということで、全体的に環境への影響の回避を最優先に考えていただきたいというふうに強く意見を述べてございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君）　そういう声を住民も一番聞きたかったんだと思います。

では、次の質問に移るんですが、ウィンドファーム八森山のときに、町長は、健康被害をなるべく起こさないように私も意見していきますというふうな発言をしていました。そういった発言についても、同じように審査会のときに言っていることがおありでしたら、ここでも紹介していただけたらと思います。

というのも、2010年に稼働中389か所のアンケート調査を環境省水・大気環境局がしています。そのときに、389か所中の64か所で苦情とか継続調査を要するというふうな意見があったという記録があります。

そういった意味でも、全く心配がないというデータは、現在、私は探せないでおりますので、もうちょっと慎重であるべきかなと思っています。

この八森山について、意見書で述べた発言例について、また紹介をお願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君）　企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君）　企画財政課長です。

まずもって、住民にとって、加美町の自然、そして景色、そして静穏、こういったものが日常生活の一部であると認識してございます。

事業を進める上では、住民等に対し広く周知を行って、十分な説明をし、了解を得ることということで、これも強く意見を述べてございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君）　伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君）　先ほどの調査のほかにも、2012年に愛媛県の伊方町とか、それから由良町でも、日本弁護士会が調査した事例というものがあって、低周波被害について医学的な調査、研究と十分な規制基準を求める意見書が、調査に基づいて2013年12月20日に提出されています。

こういうことから、やっぱり建設場所と居住地の距離というものはまだ問題があるのではないかなと私は思っています。調査、八森山の建設場所の、青野とか川底などの2キロ未満の地点については、やっぱり計画の、これから方法書、どんな調査をしていくかがこれから出されるわけなんですけど、きちんと調査するように再度強く意見をしていくようにお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君）　町長。

○町長（猪股洋文君）　当然、健康被害があってはならないと、これも大前提でございます。

ただ、この2013年、日本弁護士連合会から出された意見書の中には、独自に調査した結果、

その被害者宅はいずれも風力発電機から200メートルから500メートル程度の近距離にあったという報告がなされています。

2012年から環境影響評価等の規制が入りました。その前は、かなり、やっぱり近距離に設置されていたということなんですね。これはドイツでも同じ問題が生じておまして、ドイツも日本同様、1キロ以上離すというふうな、今、規制がかかりつつあるようでございますけれども、町としましても、1キロ離れていれば大丈夫ということではなく、地形等によっても違いがありますから。そういったことも含めてきちっと調査をするようにということも、事業者には話しております。

ですから、当然のことながら、決して健康被害が生じてはならないという大前提の下に、我々も意見も述べていきますし、事業者としても事業を慎重に進めていただきたいと、そう思っております。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 1キロ離せば大丈夫というわけではない状態がまだありそうなので、ぜひ意見をこれからもきちんと述べていってほしいと思います。

業者に、調査をどのようにするのかということを確認しましたら、まず建設前の状況を測って、それから建設した場合の差について比較、検討していきますということでしたけれども、何も立たないのに比較できるんですかと言ったら、同じような機種が立っているところの音をプラスして行って、どれくらい差が出るのかというふうな調査なんだそうです。それにつけても、まだまだ、ちょっと解決されていない、解消されない問題かと思っておりますので、お願いしたいと思います。

では、次の質問ですが、JREの工事現場を視察したときに、事業終了後は、草地は草地に、樹木地帯は樹木を原状復帰させますというふうな、私は質問したところ、そう事業者は答えていました。

開発中も開発後も管理は事業者が実施すると、先ほど答弁であったかと思いますが、そう理解してよろしいでしょうか。耐用年数というか、一応20年と見込んでいるようですが、その20年間に事業所が維持管理をしていくと解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長です。

20年というものは、FIT価格が20年続くわけですので、その間はその事業者で管理をしていくということになります。20年後の在り方については、またその時点で事業所の考えになり

ますが、撤去するなり、そのまま別な事業所が継続して続けていくのか、そういった部分におきましては、20年については事業所管理ということになります。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） それでは一応、森林対策推進室の室長に伺います。

林地開発の、県から開発許可があつて、初めて事業が開始されるとなっているかと思いますが、そのときの林地開発の許可が出る条件について、私にも分かるように説明してください。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（佐々木 実君） 林地開発の許可についての基準ということでございます。

森林法に基づきまして、宮城県が許可基準の定めをつくっておきまして、例えばスキー場ですと、残置する森林率が60%、ゴルフ場ですと50%、この風力発電につきましては25%というその森林率。いわゆる森林率というものは、開発する面積における残された残置森林と、あと造成する森林、合わせたものの、その面積の中に対する割合になってきますので、それが25%をクリアしないと県の指導があつて、その計画は認められないとか、修正されるというようなものになってございます。

JREさんの場合ですと、開発の計画を見せていただきますと、どのように森林を維持するかというようなところでは、残置された森林、プラス造成する森林にはブナの1メートルの苗木をヘクタール2,000本植えるようなことで、造成するというようなことで計画には書かれていますので、そのように開発者で森林を維持して管理していくということだと理解をしております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） その残置森林が25%というのは、事業全体の敷地の総計が、伐採したりしてなくなった残りのものが25%であればいいということなのか、または、1基ごとの残置森林の率なのか、お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（佐々木 実君） 全体の中で、伐採されたものと、あとは造成するということで新たに植える面積、これらが25%を超えるように開発計画が提出されておきまして、JREさんの計画を見ますと、10基ある基数の中の森林面積、全て25%以上に保たれていると。全体でも、残置森林の割合が38.24%という形で、25%を上回っているというような内容でござ

ざいます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 基準は満たしているということと、全体だと38%を超えているような状況だというふうな、今、答弁がありました。全体はそうだけれども、1基ごとの残置森林も25%を超えるように植樹をするという解釈でよろしいんですね。

それから、林帯幅を5メートル以上にするという記述もどこかにあるんですけども、林帯幅を5メートル以上保つということはどういう意味があるのかをちょっと説明願います。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（佐々木 実君） 宮城県の隣地開発の許可基準の運用細則というものがございまして、そちらに細かく内容が記載されております。

それで、先ほどの、木というものは森として存在しないと枯れたりするので、ある程度の固まりが必要になってきますので、枯れない部分の基準として、幅、おおむね、この風力の場合ですと30メートル以上の残置森林及び造成森林を配置するというようなことが書かれておまして、1か所当たりの面積はおおむね30メートル以上の残置森林を設置しなさいというふうな記載になってございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） こういうことはきちんと確認されている、できているというふうに事業計画の中に盛り込まれているということは、どういうふうにしたら確認できるのか。例えば、先ほどの環境評価技術審査会の中に、こういったことは確認できるのかどうか。ちょっと調べたんですが、私は確認できませんでしたので、それをどうしたら確認できるのか、そういうことが守られているのかどうか、計画に盛り込まれているかどうかの確認というものは町ではできているのでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（佐々木 実君） 森林整備対策室長です。

県からの開発行為の許可の内容が加美町長宛てに来ております。その内容は、申請したものに対して県が許可した事業内容についてでございまして、それらからどのように管理するかというようなことが書かれておりますので、この計画どおりに事業者は開発を進めなくては行けませんし、県では、このとおりにしなければ、途中で指導、あとは改善、あとは現地調査というようなことで、その計画が申請のとおりに行われるということを監督していくというような

責任がございまして、これからそれる場合は行政指導なり訴訟なりというような、そういった形になっていくのかなと理解をしております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） しっかり注視していきたいと思います。

それから、次の質問なんですが、例えば環境基本条例に、誇るべき宝庫とは守るべき宝庫ということについて、先ほど町長からの考えが示されました。とても、ちょっと評価したいなと思ったことは、ネガティブゾーニングだけ、そういった地域のところだけではなくて、もっと上流についても、上流域も含めて事業実施区域全体について調査を行った上できちんと検討してほしいというふうな意見がありましたので、そういったスタンスなんだということを確認できました。

それにつけても、天然記念物や埋蔵文化財への影響だけではなくて、自然環境であり、白鳥の通り道のような、そういった調査も十分していくように、ぜひ、また前回も言いましたが、今回は地図もちょっと併せて紹介したいので、資料をちょっと見てください。

これは知る人ぞ知るなんですが、宮崎地域の、ここが、鶴森、宝森、この範囲で、ここが白鳥の通り道だと、かつて陶芸館の館長であった猪股さんが調査した結果の地図なんですね。この地域内に建設なんかされたらバードストライクが起こるので、絶対にここは避けてほしいというふうな、すごい、もう猪股さんは亡くなれましたが、これを受け継いだ方たちも願っておりますので。これは前回もお見せしましたが、これが先ほどの地図の場所を示す白鳥の道として、宝森、鶴森の、先ほどの間です。

○議長（早坂忠幸君） 由子さん、急いでください。

○8番（伊藤由子君） 分かりました。

こういったことがありますので、天然記念物だけでなく、ぜひこういったことも併せて、さらに保護していくようにお願いしたいと思います。

それから、結びになりますが、一般の保護者の人たちの思い、不安に伝えていく必要があると私は思っています。みんなが詳しく調べているわけではございませんので、不安とかが増幅したりして、広がっていったりすることが今起きているかと思います。ぜひ、米木議員さんにも答えていらっしゃいましたが、町のスタンス、私はこういうふうはこの町を守っていく。そのためには、風力発電についてはこのように考えているということ、いま一度、町長の姿勢として述べていただければと思います。

今後の開発についてに対する姿勢、方針、スタンスについてお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、地球温暖化防止、これは喫緊の課題でございますから、再生可能エネルギーは推進していくべきだと思っています。

しかしながら、そのことによって健康被害が生ずる、あるいは自然を破壊する、あるいは災害につながるといったことが起こってはなりません。そういったことを十分に踏まえた上で、今後とも事業者に対して、県、国を通して、町としての意見を述べてまいりたいと思っております。

以上が基本的な考え方でございます。よろしくお願いします。（「終わります」の声あり）

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、8番伊藤由子さんの一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。2時まで。

午後1時42分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開します。

通告4番、12番一條 寛君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔12番 一條 寛君 登壇〕

○12番（一條 寛君） 許可をいただきましたので、通告に従い2問質問させていただきます。

1問目は再生可能エネルギーの生産についてであります。

政府は温暖化防止のため、2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする脱炭素社会を踏まえ、2050年の発電電力量の約5割から6割を再生可能エネルギーで賄うこととし、そのうちの5割を農山村地域で発電することのようであります。

これまでも、農林漁業が有する食料供給、国土保全等の機能の発揮に支障を来すことのないよう留意しつつ、森林資源、水、土地などを再生可能エネルギーの生産に活用する取組がなされてきたと思いますが、再生可能エネルギーでの町の活性化の状況と、再生可能エネルギー拡大に向けて規制緩和の動き並びに町の対応、また農山漁村再生可能エネルギー法の内容と地方自治体の関わりをお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、一條議員の再生可能エネルギー生産についてというご質問に

お答えさせていただきます。

まず、農山漁村再生可能エネルギー法と地方自治体の関わりについてでございますが、この法律は農山漁村における再生可能エネルギー発電設備の整備について、農林漁業上の土地利用等と調整を適正に行うとともに、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を合わせて行うこととすることにより、農林漁業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギー発電を促進し、農山漁村の活性化を図るというものでございます。

法律では、国の定メートル基本方針に基づきまして、町が基本方針を作成することができるとなっております。この基本方針を作成するための協議会を組織、運営することになります。

さらに、事業者につきましては施設整備計画を作成し、そして、今申し上げた、基本計画を策定した市町村に認定申請をすることとなります。

この法律による規制緩和でございますが、基本計画の再生可能エネルギー発電設備の整備を推進する区域に、農業上、再生利用が困難な荒廃農地及び農業上の再生利用可能な荒廃地ではあるけれども受け手が見込まれない、今後耕作が見込まれない土地であれば、農地転用が原則不許可である第1種農地であっても計画に含めることはできるというものでございます。

認定を受けた施設整備計画に従いまして、再生可能エネルギー発電設備を整備する場合には、今申し上げたような転用が可能になるという規制緩和でございます。

次に、町における再生可能エネルギーによる活性化の現状であります。再生可能エネルギー電気の固定買取価格制度導入以降、太陽光発電設備の整備が町内でも進んでおります。こういった中で、エネルギーの地産地消、お金の地域内循環、電気料金の削減等を目的として、株式会社かみでん里山公社を設立いたしました。現在、公共施設や企業、一般家庭に電力を供給しております。その電力の一部は、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら、上部空間に太陽光発電を設置して発電する営農型の太陽光発電施設から購入をしております。

ですから、今、町、公共施設、あるいは一部事業者、一般家庭に供給している電気のおおよそ3割強が再生可能エネルギーによるものだと言えます。

また、かみでん里山公社については、利益の一部をまちづくりに活用させていただいているところであります。

また、森林資源につきましては、町有林の間伐材を活用して、まきを生産し、公共施設や一般家庭に供給をしております。まだ一部でありますけれども、こういった形で再生可能エネルギーによる地域の活性化にも取り組んでいるというところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） ちょっと通告がうまくなかったのかどうか、うまくかみ合っていない部分もあったような気がしますけれども、これから個々に聞いていきたいと思います。

その前に、町長に、地方は食料とエネルギーの供給基地とよく言われますけれども、これに対する町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） こういった、食料とエネルギーの供給基地という役割をこれまで担ってきましたし、これからも担っていく必要があると思っております。

ただ、単にエネルギーと食料の供給基地だけではなく、実は人材の供給地でもありますし、それからこの日本のすばらしい自然環境、こういったものの供給地でもありますし、多様な多様な役割を担ってきているんだろうと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今回この質問をした背景には、食料とエネルギーの供給基地と言われることで、地方である我が加美町がどれだけ経済的な恩恵と、それから財政的な恩恵が受けられるのかと、本当に受けられるのだろうかという、この観点からの質問でありますので。今、町長からは、かみでん里山公社の件での答弁がありましたけれども、それ以外にも、民間でもいろんな業者が太陽光、僕は太陽光を中心に伺いますけれども、太陽光発電が設置されているわけですが、その現状と、それによって町の経済、町の財政がどうなったのかということをお伺いしたいと思います。

一応、太陽光発電の加美町における設置状況、いろいろ自己資本での設置、また土地を貸与したり、土地を売り払って設置された部分とか、あとは容量においても50キロ以下、50キロ以上、この辺がどのように設置されているのか、まずお分かりであれば伺いたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

太陽光発電の設置の状況ということでよろしいでしょうか。これは、環境影響評価の対象事業ということで、FIT法に関するものでございまして、今現在、加美町には11か所設置されてございます。1,000キロワット以上ということでございます。一番、申請の中で、これから上がってございますゴルフ場の太陽光発電につきまして、今後計画されるものが一番大きいかなどと思っております。

町での財政的なものというものは、特に数字ではつかんでいない部分がございますので、今後分かりましたらお知らせしたいと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） これまで設置された部分で、町にどのくらい経済的にプラスになったのかとかということはお分かりにならないですかね。お分かりにならないければ結構なので。一応、届出の義務とか何もないんですか、これは太陽光を造って。要するに、10キロまではないんだと思うんですが、10キロ以上は何らかの、売電が基本ですので、その辺、各申告とか、太陽光でこのくらい売電で収入があったとか、土地を貸してこのくらいの収入になったとか、その辺の状況というものは町では全くつかんでいないのかどうか。もしつかんでおられればどうなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

今ご質問いただいた内容につきましては、町に申請がない状況で事業を展開しているということで、その結果がどういうものかというものは届いてございません。ただ、先ほど話しましたように、ゴルフ場のところの太陽光発電につきましては、昨年度から環境影響法の改正によりまして、届出が欲しいということで、現在進行中なんです。それ以外のものについては、特に町のほうに報告義務がないので、数字的にはつかんでいないという状況でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 課税上では、いろいろ太陽光発電への課税できる何らかのものはあるんでしょうか。それは課税されているのかどうか。その辺、お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 税務課長。

○税務課長（塩田雅史君） 税務課長でございます。

企業で太陽光発電をやっている場合には、償却資産として太陽光パネル等を申告いただいて、そちらに課税させていただいております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） それによる歳入というものはどのくらいおありなんですか。

○議長（早坂忠幸君） 税務課長。

○税務課長（塩田雅史君） 税務課長です。

償却資産の太陽光パネルの部分の歳入というものは、ちょっと詳細を出しておりませんので、申し訳ございません。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今、町にどのように、どこに設置されているかということが、よく詳細は分からないということですので、どのようなところに設置されているかということも町ではつかんではないということでもよろしいのでしょうか。

それと、この質問の中で、要するに山林、原野、宅地、農地等、いろんなところに設置されてきたと思うんですけども、農業委員会さんも来ていませんのであれですが、農地転用はどのくらいされたのかということもちょっと確認したかったんですが、その辺はお分かりになるのでしょうか。農地がどれだけ太陽光に転用されてきたか。荒廃農地も含めて、もしお分かりになれば。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

農地転用の数等については、申し訳ございません。ちょっと私どもで把握してございませんが、農地を活用した太陽光発電の事例として、ちょっと一部紹介させていただきたいと思えます。

先ほど、町長の答弁の中で、かみでん里山公社で購入している太陽光発電の電気、これにつきましては、農地に太陽光パネルを設置し、その下でキクラゲの生産をしているということで、再生可能エネルギーの発電と特用林産物の生産をしているという事例が町内で1つございます。

もう一つは、今年からでございますが、田んぼに太陽光パネルを設置し、その下で稲作をしているという事例がございます。申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 2050年に5割から6割を再生可能エネルギーで賄う、そのときの太陽光エネルギーの割合は3,000億キロワットと、それ以上必要だと。それは今まで設置されてきた部分の約4倍から5倍ぐらいのところに設置しないと、この目標は達成できないと言われていきます。

そうすると、本当に用地が確保できるのかどうかという、情報によりますと、荒廃農地の転用も今後、耕作が認められないと、その1項目だけで転用を認めるとか、かなり転用の許可の緩和が行われるようであります。

そしてまた、今、営農型太陽光発電の説明がありましたけれども、これについても規制が緩和されているようですが、今の営農型発電の許可条件というものはお分かりでしたら、まず説明をお願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

営農型太陽光発電につきましては、先ほどの太陽光パネル発電であれば、パネルを設置する、支える支柱の部分を10年間の1次転用という形になります。その場合ですが、稲作であれば、基準反収が2割減まで認めると。太陽光パネルを設置しても、8割は基準反収を確保しなさいとか、そういう条件がございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今後、営農型発電が増える見込みといたしますか、この辺の情報とか、今、今年やった方もありますけれども、今後もそういう、やりたいとか、そのような情報といたしますか、そんな相談というものはおありになるかどうか。もしご存じであればお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

農地への太陽光発電設備を設置したいという場合につきましては、その農地が農振法上の農用地区域であれば、まず産業振興課にご相談に来ていただきます。それと、農地転用につきましては、農業委員会に事業者は相談に行くということになります。ただ、農地転用も第1種農地であれば原則不許可とか、そういうこともございます。

すみません、先ほどの、太陽光発電を設置するために転用した件数でございますが、31件ございまして、面積につきましては6万3,200平米ほどございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 最近の太陽光発電において、FITも今年まででしょうか、買取り価格のあれば、今後は別な市場での入札方式に変わるということで、ここ二、三年はかなり太陽光発電の設置自体が減るのではないかと言われていますけれども、この辺のことで町の認識とか、その辺の、今後どうなるかということについてはどのようにお考えか、まずお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） そういった制度変更を見据えながら、業者も当然、事業計画というものを立てているんだろうとっております。

町としましては、国が、先ほど申し上げた、本当に可能なのだろうかというぐらいの目標を掲げておりますので、やはり今回の一部規制緩和を受けて、事業者の方々、それから農地を所有しているの方々、耕作放棄地、こういったことのまず有効活用というものが必要なんだろうと思っております。

ただ、先ほど申し上げたような荒廃農地であっても、農振法上の農用地は除くことになっておりますから、こういったところはやはり営農型、たとえ荒廃農地であっても、営農型に取り組みざるを得ないんだろうと思っておりますので。

できるだけ、やはり事業者、そして農地を所有している方々が前向きにこういった取組をしていただくことが重要だろうと思っているところでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今後、発電において、50キロ以下においては、30%自家消費しなければ売電できないというふうになり、またメガソーラーにおいても、東北電力においては買取り枠がないという現状で、それを利用しての太陽光設置は今ほぼなくなっているというのが現状のようであります。

そして、今新たに行われているものが、自家消費型新電力による設置ということで、具体的には、どこでもいいんですけれども、大企業が自分の会社用の電力を地方で太陽光なりで発電してもらって、自分で使うという、こういう仕組みでの設置が進められている、大半がそれであり、今後もそれでいくんだろうと言われておりますけれども、今、町長からもあった、かみでん里山公社のパートナー会社であるパシフィックパワー株式会社は、自分のところの自前の発電施設は持っているのかどうか。また、今後、自前での発電、要するに太陽光発電施設を、このような仕組みでの持つ考えがあるのかどうか。自家消費型発電施設として持つ考えがあるのかどうか。その辺の情報があればお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 全国に新電力会社というものがあっても、その中で一部、自治体新電力会社というものがあっても、自治体新電力会社の役割として、まずは、かみでんとしても、電気料金の削減、それからエネルギーの地産地消ということに努めてまいったわけでありましてけれども、やはりこれからは、国の方針に基づいて再生可能エネルギーの割合

を増やしていく、それに伴ってCO₂を削減していくというふうな、こういった使命というものやはり果たしていかなければならないんだろうと思っています。

そういった中で、今は売電事業だけですが、発電事業ということも当然考えていかなければならないと思っております。

農地を活用するのか、あるいは屋根借りといいますか、屋根をお借りして発電するのか、様々な方法があると思いますけれども、現在そういったことも視野に入れながら検討しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

申し訳ございません。先ほど、営農型太陽光発電の一時転用の中で、私は10年間と申し上げましたが、すみません、3年間でございます。ご訂正のほど、よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） この辺、一部ネットの情報なんかでは、10年に緩和されたとかという情報もありますけれども、まだ緩和されていない、そういう方向性なのか分かりませんが、だと思います。

営農型発電、結局、発電の下で作物がうまく育つのかという、どんな作物がいいのかと。光合成には飽和点があって、飽和点を越えた以上の光を当てても光合成はしないということで、その飽和点との関係で大丈夫だというようなことでありますので。

今後どんどん、国は2050年までには、各農業体に100キロワットの営農型発電を義務づけるのかどうか分かりませんが目標にしていると。また、新築の住宅も2030年以降は全て太陽光発電設置という、恐らく2040年以降は義務化ではないかというような情報まで載っていますけれども、そこまでしないと脱炭素の社会には入れないと。それが嫌だったらどうするのかという、また別な議論があるのかなと思います。

そしてまた、自家発電については、今だんだん売電価格よりも、東北電力から買う、要するに電力会社から買う価格のほうが高くなってきている。今でもそういう傾向が出ていると。得に産業用なんかはそういう傾向が顕著だということで、自家発電型が推奨され、進んでいるという状況のようでもありますので、それに沿ったいろいろ対応が必要なのかなと思いますので、よろしく願いします。

また、ちょっと農地転用に関してですけれども、荒廃農地への固定資産税の課税ですが、荒

廃農地にしておくと課税が、固定資産税が高くなるという情報もあるんですけども、これは事実なのかどうか。そういう条項があっても、それを適用していないところもあるのかどうか分かりませんが、1.8倍ぐらい荒廃農地のままだと高くなりますよということが町のホームページに載せているところもありますけれども、この辺はどうなのか。

また、太陽光発電にした場合の、要するに固定資産税はどうなのか。この辺、お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 税務課長。

○税務課長（塩田雅史君） 税務課長でございます。

加美町におきましては、荒廃農地のほう、農地でございますので、登記地目どおり課税させていただいております。太陽光発電の設置に関してでございますが、農地に、下に作物を作付せずに太陽光発電を設置した場合には宅地並み課税ということで、課税させていただいております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） さっき、農山村再生可能エネルギー法の説明がありまして、町が計画を策定して、事業者と協議して進めるというお話でありました。町が認定すると。

宮城県では、七ヶ宿町が唯一この法律に基づいてやっているわけですけども、七ヶ宿町の例は、放射能で汚染された放牧場30ヘクタール、30町歩にこの法律の適用を受けて、年間1万3,000メガワットの太陽光発電を設置したということですけども、これはそういう町が町有地とか、町が主体的にいろんな声をかけたり、いろんな事業者なり、また土地所有者から相談とかを受けて、やっていく事業なのか、町が勝手にということではないですけども、町がいろんな町の資産、いろんなものを見て、町が計画して進めるものなのかどうか。この辺、どうなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の作成でございますが、仮に町主導で基本計画を作成したとして、結局その発電事業者がいなくなれば、この計画は何にもならないといたしますか、実行できないものになってしまいます。

町としましては、加美町内において、この法律の制度を活用して発電したいという事業者が、そういう関心のある事業者がいれば、この基本計画の作成について検討していくものかなと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 食料とエネルギーの供給を通して、加美町の経済がより豊かになり、また財政もより豊かになるような方向で、いろいろ協議しながら、自然環境をきちっと守りながら、また農業施設、営農の環境を守りながら進めていかれるよう要望して、1問目を終わります。

次に、通学路の合同点検についてお伺いいたします。

千葉県八街市で今年6月、小学生の列にトラックが突っ込み、5人が死傷する痛ましい事故が発生しました。それを受けて、通学路における、より一層の交通安全確保が重要であるとし、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して検討した対応策である、通学路における合同点検の実施についての依頼があったと思いますが、どのように対応されているかお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長職務代理者。

〔教育長職務代理者 大場 幸君 登壇〕

○教育長職務代理者（大場 幸君） 教育長職務代理、大場です。

ただいま一條議員から、通学路の安全点検の質問について述べさせていただきます。

千葉県八街市の事故は、6月28日、歩道のない市道を下校していた小学1年生から3年生の児童の列にトラックが突っ込み、2人が死亡、3人が負傷した非常に痛ましい事故で、しかもその原因が飲酒運転による許しがたいものでありました。改めて、亡くなられた2名の児童のご冥福を心よりお悔やみ申し上げたいと思います。

この事故を受け、7月9日付で文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁の関係部署より連盟で、通学路における合同点検の実施についてとした依頼文書とともに、通学路における合同点検等実施要領が8月、宮城県教育庁からも通知がありました。

その内容を簡単にご説明いたしますと、実施対象は小学校の通学路であります。また、実施期間は、合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出を9月末まで、その対策案の検討、作成を10月末までをめぐりに実施するとしており、実施体制は、平成27年に設置している加美町通学路安全対策推進会議を活用して実施することとしております。

本町におきましては、これまでも通学路の危険箇所の把握とその対策に関する協議を年1回実施しているところですが、現在、3省庁の通知を受け、各学校に照会し、危険箇所の抽出を行っている段階で、今後、危機管理室、両支所、警察署や各道路管理者に、学校の安全担当教

諭を加えて、9月末か10月中に合同安全点検を実施する予定となっております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今、危険箇所の抽出を学校に依頼しているという段階で、まだ点検にまでは至っていないという答弁でありましたけれども、この箇所の抽出に当たって、八街市での、要するに見通しのいいところでの幹線道路の抜け道となっているような通学路で起きていますので、そのような点も入れて抽出するように指示されているのかどうか。この辺、合同点検で、いろんな中でも指摘があったと思いますけれども、そのようなところとか、住民の声や子どもの視点を入れる必要があるとかという、合同点検での要請の中の文書にもあったと思うんですけれども、そのようなことも含めて抽出依頼をしているのかどうか、まずお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

学校には、危険箇所の定義といたしますか、ちょっと3つほど挙げさせてもらっています。見通しのいい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所、あと大型車の進入が多い箇所、次に、過去に事故に至らなくても、ヒヤリ・ハット事例があった場所、あと次に、保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所、この3つに対して、学校に調査を依頼しております。

その中で、危険箇所が上がっております。小学校では37件、中学校では15件、危険箇所として総勢52件が上がっております。特に、ちょっと細かいところを申しますと、「道路、歩道が狭い」13件、「見通しが悪い」10件、「車のスピードが速い」8件、「交通量が多い」7件、「塀などの倒壊危険性があるところ」4件と、そのほか8件ということで上がっております。

これについて、現地で今度調査に入るといことになりますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 以前にも合同点検というものはあったんでしょうか。いつあって、そのときに指摘された箇所はその後改善されてきたのかどうか。その辺、お分かりであればお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

加美町通学路安全対策推進会議、これを平成27年度に設置しております。そこから毎年やっ

ておる危険箇所の精査をしている状況でございます。去年については、ちょっとコロナの関係で実施しておりませんが、関係機関、加美署、あと北部土木事務所、あとは役場では危機管理室、建設課、小野田支所、宮崎支所、あと教育総務課が入って、現地を調査しているという状況で、今まで毎年やってきている状況でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 交通安全の点検とはちょっと違いますけれども、一応、通学路の安全ということで、これまでもブロック塀の崩壊箇所とか、それからあと屋根瓦の落下による危険箇所とかと、指摘もあったと思いますけれども、その辺の改善といいますか、子どもたちへの注意とか、学校での対策とか、この辺は進んでいるのかどうか、お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

取りあえず、町道関係については、建設課も含めて、財政も伴いますけれども、それぞれ徐々に改善策をしている状況でございます。それと、北部土木事務所ですね、一応県道の関係、これについても土木事務所には周知しておりますので、まだ、実際どこを改善したかということとはちょっと把握しておりませんが、一応改善する方向で検討しているということを伺っております。

それと、加美署については、危険箇所の標記等々で対応させていただいているということと、あとパトロールということで、そういう対策はしております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） みんなで協力して、しっかり子どもたちの通学路の安全を確保していただきたいと思います。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、12番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしといたします。よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

本日はこれで延会といたします。

なお、明日は午前10時まで本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後2時40分 延会

上記会議の経過は、事務局長内海 茂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月8日

加美町議会議長 早坂 忠幸

署名議員 米木 正二

署名議員 伊藤 淳